

京都市告示第606号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成27年3月10日

京都市長 門川 大作

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市下京区西七条八幡町31番及び同区西七条名倉町4番1 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

ア 六価クロム化合物について

土壤汚染対策法施行規則別表第5の1の項の中欄に定める地下水の水質の測定

イ 砒素及びその化合物について

土壤汚染対策法施行規則別表第5の4の項の中欄に定める原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

2 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市下京区西七条八幡町31番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)